令 和 ８ 年 第 ７ 回

印西市農業委員会総会議事録

令和８年７月１４日（火）

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第９号

令和８年第７回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和８年７月６日

印西市農業委員会会長　篠　田　道　雄

１　期　日　　令和８年７月１４日（火）

２　時　間　　午後２時

３　場　所　　農業委員会会議室（庁舎別館１階）

令和８年第７回印西市農業委員会総会議事録

日　時　令和８年７月１４日（火）午後２時

場　所　農業委員会会議室（庁舎別館１階）

招集者　印西市農業委員会会長　篠　田　道　雄

議　事　日程第　１　議事録署名委員の指名

日程第　２　会務の報告

日程第　３　議案第１号　農地法第３条の規定による許可処分の取消願について

日程第　４　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について

日程第　５　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について

日程第　６　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について

日程第　７　議案第５号　農地承認取消申出について

日程第　８　諮問第１号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

日程第　９　諮問第２号　地域計画変更（案）に対する意見について

日程第１０　報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出に対する専決処分について

日程第１１　報告第２号　農地等使用貸借権解約通知について

日程第１２　報告第３号　農地法各条項別知事許可等処理報告について

日程第１３　第２小委員会委員長からの報告について

出席委員（２５名）

農業委員

１番	大久保　優	２番	石　井　光　一
３番	小　川　憲　通	４番	五十嵐　義　弘
５番	米　井　絹　恵	６番	武　藤　　悟
７番	岩　井　猛　和	８番	山　﨑　幸　雄
９番	森　田　文　雄	１０番	伊　藤　　英
１１番	篠　田　道　雄		

農地利用最適化推進委員

第１担当区域	石　橋　孝　雄	第２担当区域	齋　藤　信　一
第２担当区域	湯　浅　静　夫	第３担当区域	宮　嶋　　茂
第３担当区域	渡　邊　勝　久	第４担当区域	芝　倉　和　夫
第４担当区域	宮　内　弘　行	第５担当区域	笠　井　重　幸
第５担当区域	柴　海　祐　也	第５担当区域	中　村　夏　子
第６担当区域	河　村　錦　一	第６担当区域	塩　澤　幸　雄
第７担当区域	押　田　正　光	第７担当区域	富　岡　義　一

欠席委員（１名）

第１担当区域　小　川　幹　雄

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長	武　藤　克　則	係　長	颯　佐　　学
係　長	内　藤　勝　弘		

◎開　　会　　（午後２時００分）

議　　長　それでは、これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は14名でございます。会議規則第８条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和８年第７回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、傍聴の申出がありますので、ご了承願います。

（傍聴者入場）

議　　長　傍聴者に申し上げます。事前にお配りしている傍聴要領に従って傍聴されるようお願いいたします。

議　　長　本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

◎議事録署名委員の指名

議　　長　日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第２項の規定により、８番、山﨑委員、９番、森田委員を指名いたします。

◎会務の報告

議　　長　日程第２、会務の報告をお願いします。

武藤事務局長。

事務局長　それでは、令和８年第６回総会以降の会務の報告をいたします。

（事務局報告）

事務局長　会務の報告については以上でございます。

議　　長　これで日程第２、会務の報告を終わります。

◎議案第１号

議　　長　日程第３、議案第１号　農地法第３条の規定による許可処分の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局　議案書の１ページをお願いいたします。議案第１号　農地法第３条の規定による許

可処分の取消願についてでございます。

【議案第１号について説明】

事 務 局　以上でございます。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

議案第１号１番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

８番、山﨑委員。

山﨑委員　８番、山﨑です。議案第１号１番について、事前審査報告を行います。

総会資料の１ページを御覧ください。農地法第３条の規定による許可処分の取消願でございます。この案件は、令和７年２月13日付で、農地法第３条の規定により所有権移転の許可を受けたものでございます。

取消し理由につきましては、譲受人が死亡により権利移転ができないためです。

事前審査会において写真により現地を確認し、申請書類等に不備はなく、問題ないと審査したことを報告いたします。

以上です。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第２担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第２担当区域の齋藤委員。

齋藤委員　問題ないと思います。

議　　長　続いて、湯浅委員。

湯浅委員　問題ありません。

議　　長　意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第１号１番について、許可を取り消すことに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第１号１番は、許可を取り消すことに決定しました。

◎議案第２号

議　　長　日程第４、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局　議案書の３ページをお願いいたします。議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第２号について説明】

事 務 局　以上６件でございます。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

議案第２号１番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

山﨑委員。

山﨑委員　８番、山﨑です。議案第２号１番について、事前審査報告を行います。

なお、本案件は前議案の許可取消願の提出に伴い、改めて事業を継承した相続人が許可申請を行うものです。

また、申請内容の説明に入る前に、資料の28ページを御覧ください。本申請人につきましては、資料にあるとおり、令和７年11月に耕作地の一部に航空写真のとおり違反が発覚したため、是正指導を受けている申請人であり、是正途中の進捗状況は資料下段の写真のとおりになっております。本来であれば、是正が完了していないため、３条許可の申請を行える状況ではありませんが、令和８年４月に現地での立ち会いの下、29ページの是正遅延理由書のとおり、申請人より相談を受けまして、次の30ページの是正計画書兼誓約書をもって、まずは申請されるよう代替案を示して申請に至った状況となります。代替案については、事前審査会においても適当と判断した上で、申請内容について審査したところであります。

それでは、申請内容についての説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

なお、申請理由につきましては農業経営規模の拡大で、契約内容は売買で、売買金額は記載のとおりです。

譲受人世帯の農家要件は満たしております。

25ページを御覧ください。作付計画ですが、作付時期、４月から９月、水稲で、農作業従

事日数が150日、また一部畑になっているところはタケノコを栽培するそうでございます。そちらの農作業従事日数は150日。

通作距離は20.2キロ、通作時間が45分で軽トラで通作するそうでございます。以上、農機具については記載のとおりでございます。

書類も全てそろっており、農地法第３条第２項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第２担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第２担当区域の齋藤委員。

齋藤委員　問題ないと思います。

議　　長　続いて、湯浅委員。

湯浅委員　問題ありません。

議　　長　意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第２号１番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第２号１番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第２号２番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

２番、石井委員。

石井委員　２番、石井です。議案第２号２番について、事前審査報告を行います。

資料の31ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営の規模拡大のためです。契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

35ページを御覧ください。営農計画ですが、土地選定理由は自作地が近いためです。

年間作付計画は、１月から12月、作目は野菜、農作業従事延べ日数は300日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第３条第２項各号には該当しないと考えます。

以上で審査報告を終わります。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第４担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第４担当区域の芝倉委員。

芝倉委員　問題ありません。

議　　長　続いて、宮内委員。

宮内委員　問題ありません。

議　　長　意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何かございませんか。

どうぞ。

米井委員　５番、米井です。これ現況畑で、作目水稲ですか。ここはどっちなのですか。

石井委員　すみません、米井さん、これ審査会で聞き取りしまして、水稲はこの人が全部やっているところの状況を記載したもので、今回の申請には関係ないところで、消すことにしましたので訂正いたします。

議　　長　ほかに何か。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第２号２番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第２号２番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第２号３番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

３番、小川委員。

小川（憲）委員　３番、小川です。議案第２号３番について、事前審査報告を行います。

資料の37ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模の拡大です。契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

当該農地は、以前から委託耕作しており、所有権移転によって永久的に農業経営ができるということで、印旛沼土地改良区、荒野管理区とも協議は調っているということです。

41ページの営農計画を御覧いただきたいのですが、年間作付時期は、４月下旬より水稲、農作業従事延べ日数は180日です。

審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全て整っており、農地法第３条第２項各号には該当しないと考えます。

以上で審査報告を終わります。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第６担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第６担当区域の河村委員。

河村委員　問題ありません。

議　　長　続いて、塩澤委員。

塩澤委員　問題ありません。

議　　長　意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第２号３番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第２号３番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第２号４番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

２番、石井委員。

石井委員　２番、石井です。議案第２号４番について、事前審査報告を行います。

資料の43ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模拡大のためです。契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、47ページを御覧ください。土地選定理由は、譲受人の耕作地の隣であり、また譲渡人は土地の管理が困難なためとのことでございます。

年間作付計画は、５月から６月、９月から11月、作目はサツマイモ、農作業従事延べ日数は120日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第３条第２項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第４担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第４担当区域の芝倉委員。

芝倉委員　サツマイモを作るには相当苦労するような現地の現況なのですけれども、農地保全ってなっているから問題ないと思います。

議　　長　続いて、宮内委員。

宮内委員　問題ないと考えます。

議　　長　やる気があれば問題ないか、分かりました。

意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第２号４番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第２号４番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第２号５番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

１番、大久保委員。

大久保委員　１番、大久保です。議案第２号５番について、事前審査報告を行います。

資料の49ページを御覧ください。農地法第３条の規定による許可申請です。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営の規模拡大です。契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

53ページの営農計画書を御覧ください。土地選定理由は、農業を行っていた譲渡人の配偶者が亡くなり、耕作を行うことができず、所有農地の整理を進めていたところ、譲受人の自宅に隣接していることから選定しました。

年間作付計画は、作付時期４月から９月、作目はナス、キュウリ、９月から12月、ジャガイモ、従事日数は各50日。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第３条第２項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第２担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第２担当区域の齋藤委員。

齋藤委員　問題ありません。

議　　長　続いて、湯浅委員。

湯浅委員　問題ありません。

議　　長　意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

この方かなりの高齢者だけれども、農業経営の拡大なんてやる気あるものだ。年は関係ないのだね。米井さん、よく知っている。

米井委員　すごく器用な方ですから。

議　　長　齋藤さんは知っているでしょう。

齋藤委員　すぐ隣ですから。

議　　長　そうなのだ。

齋藤委員　これ名前はおじいちゃんの名前ですけれども、若い子供さんたちが一生懸命やっています。この手前が自分の宅地なので、宅地続きになるからと、誠に便利なのです。

議　　長　名前だけ、ではじいちゃんの名前にしてあるのか。

齋藤委員　そうです。実際にやっているのは、娘さん夫婦です。

議　　長　そうなのだ。

というようなことで、ほかにありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第２号５番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第２号５番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第２号番６について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

３番、小川委員。

小川（憲）委員　３番、小川です。議案第２号６番について、事前審査報告を行います。

資料の55ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、新規就農のためです。契約内容は贈与です。

58ページを御覧ください。営農計画ですが、土地の選定理由は、譲受人は譲渡人の伯父に当たり、申請地において長年の間、共に耕作をしていたが、譲渡人の自宅から比較的遠くにあり、作業効率の点からも通作が困難になってきたこと、また譲受人は比較的高齢ではあるが現在も娘夫婦と耕作及び管理を行っていることから､後継者に関する点も問題ないということです。

年間作付計画は、５月から６月、９月から11月、作目はサツマイモ、農作業従事延べ日数は120日、８月から９月、11月から２月、作目は白菜、農作業従事延べ日数は120日です。事前審査会において写真等により申請地を確認し、申請者に聞き取り調査を行いました。書類

も全て整っており、農地法第３条第２項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第３担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第３担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員　問題ありません。

議　　長　続いて、渡邊委員。

渡邊委員　問題ありません。

議　　長　意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第２号６番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第２号６番は、許可とすることに決定しました。

では、ちょうどここで３条が終わりですので、休憩に入りたいと思います。10分でいい。

事務局長　３時５分まで休憩としたいと思います。

（午後２時５４分）

議　　長　それでは、再開いたします。

（午後３時１６分）

◎議案第３号

議　　長　日程第５、議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局　議案書の８ページをお願いいたします。議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第３号について説明】

事 務 局　以上でございます。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

議案第３号１番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

２番、石井委員。

石井委員　２番、石井です。議案第３号１番について、事前審査報告を行います。

資料の61ページを御覧ください。農地の転用の申請です。

転用目的は、園芸店用地への転用です。本計画地は第２種農地となります。

転用計画につきましては、園芸店用地への転用です。

転用の時期は、着手時期、許可日の翌日、完了予定は令和８年12月28日です。

施設の概要は、植木場、展示場、通路、積み降ろし場、駐車場です。

事業計画を御覧ください。64ページです。計画施設内容、申請理由、申請地を植木の育成、展示、販売する場への転用をしたいとのことでございます。計画施設、植木場、展示場、積み降ろし場、観賞用及び進入通路、駐車場で、面積につきましては67ページの数量算定根拠説明書に記載のとおりでございます。造成計画は、土砂の搬出入はありません。区域内での整地のみで行います。

土地選定理由、南側を除き周囲が自己所有地であり、周辺への影響が少ないため。

地目別面積、用排水計画、防災計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令につきましては、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

以上で事前審査報告を終わります。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第６担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第６担当区域の河村委員。

河村委員　問題ありません。

議　　長　続いて、塩澤委員。

塩澤委員　問題ありません。

議　　長　意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第３号１番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第３号１番は、許可とすることに決定しました。

◎議案第４号

議　　長　日程第６、議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局　議案書の９ページをお願いいたします。議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第４号について説明】

事 務 局　以上９件でございます。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

議案第４号１番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

１番、大久保委員。

大久保委員　１番、大久保です。議案第４号１番について、事前審査報告を行います。

資料の73ページを御覧ください。農地法第５条の規定による許可申請です。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、太陽光発電設備の設置への転用です。本計画地は第２種農地となります。

転用計画につきましては、太陽光発電設備の設置への転用です。

転用の時期は、着手予定、令和８年７月30日、完了予定、令和８年12月25日です。

施設の概要は、太陽光パネル176枚、パワコン１台、電柱ポール２本の設置、建築面積は記載のとおりです。

続きまして、79ページの事業計画を御覧ください。計画施設の内容は、日当たりがよく太陽光発電に適した土地であり、50キロワット程度の発電出力を賄うのに必要な面積を満たしております。

土地選定理由は、譲渡人は高齢のため現在及び将来において農業に従事する計画はなく、管理が困難なため、この事業に賛同したため契約に至りました。

地目面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧のとおりです。

事前審査において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類もそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第２担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第２担当区域の齋藤委員。

齋藤委員　この周りは、既に南側のほうも太陽光発電でほとんど開発されて、その反対側ということです。この一帯がほとんどこれから太陽光発電の場所となっていきそうなところで、何ら問題ないと思います。

議　　長　続いて、湯浅委員。

湯浅委員　問題ありません。

議　　長　意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第４号１番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第４号１番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第４号２番から４番については、関連がありますので一括審議といたします。担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

伊藤委員　10番、伊藤です。議案第４号２番、３番、４番については、関連がございますので一括して事前審査報告を行います。全て農地転用を伴う所有権の移転申請でございます。

初めに、議案第４号２番について、資料の89ページ御覧ください。

次に、議案第４号３番について、資料の90ページ。

次に、議案第４号４番について、資料の91ページ御覧ください。

転用目的は、太陽光発電施設用地への転用でございます。本計画地は第２種農地となっております。

転用計画につきましては、太陽光発電施設用地への転用でございます。

転用の時期となりますと、着手予定、令和８年８月１日、完了予定は８年12月31日でございます。

施設の概要は、太陽光パネル1,046枚、パネル投影面積は記載のとおりです。土地の周囲はフェンスで囲み、造成計画は盛土、切土を行わず整地のみといたします。

土地の選定理由、隣接地に住宅地が少なく、現状の土地の形状を大きく変えないような場所であり、日当たりがよく発電効率のよい土地を探していました。そのような中で、土地を管理するのが負担になっていた所有者の皆さんがいたため、土地を売買する話がまとまったので、土地を選定いたしました。

地目別面積以下の説明につきましては、記載のとおりでございます。

他法令についても、一覧表のとおりとなっております。

事前審査会において現地確認、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

以上です。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第４担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第４担当区域の芝倉委員。

芝倉委員　問題ありません。

議　　長　続いて、宮内委員。

宮内委員　問題ありません。

議　　長　意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第４号２番から４番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第４号２番から４番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第４号５番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

伊藤委員　10番、伊藤です。議案第４号５番について、事前審査報告を行います。

資料の109ページ御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請でございます。

転用目的は、専用住宅用地への転用でございます。本計画地は第２種農地となります。

転用計画につきましては、専用住宅用地への転用でございます。

転用の時期は、着手予定、令和８年８月20日、完了予定は令和９年２月28日。

施設の概要は、専用住宅１棟でございます。

事業計画書、112ページを御覧ください。申請理由、現在借家住まいであるため、来年子供が生まれるために手狭となり、親所有の土地を譲り受け、専用住宅を計画しました。計画施設は、木造２階建て専用住宅でございます。建築面積は記載のとおりです。造成計画、基礎工事、浄化槽工事等の土により整地を行い、場外への土砂の搬出、搬入は行わない。

土地の選定理由は、自己所有地がなく、親の土地を譲り受けるため、この土地を選定しました。

地目別面積は記載のとおり、他法令につきましては一覧表のとおりでございます。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告いたします。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第１担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第１担当区域の石橋委員。

石橋委員　問題ありません。

議　　長　意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第４号５番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第４号５番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第４号６番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

１番、大久保委員。

大久保委員　１番、大久保です。議案第４号６番について、事前審査報告を行います。

資料の119ページを御覧ください。農地法第５条の規定による許可申請です。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、事務所兼用住宅への転用です。本計画地は第１種農地となります。この第１種農地は、原則許可することができない農地となりますが、第１種農地の不許可の例外規定の一つとなる住宅、その他申請に関わる土地の周辺地域における居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、例外的に許可できる農地となります。

転用計画につきましては、事務所兼用住宅への転用です。

転用時期は、着手予定、許可日から、完了予定、令和９年３月31日です。

施設の概要は、事務所兼用住宅１棟、木造平家建て、建築面積は記載のとおりです。

122ページの事業計画を御覧ください。計画施設の内容は、現在住んでいるところより住宅新居を建てる上で、住み替えるには申請地は立地条件、利便性がよく、以前から事務所の移転を考えており、事務所兼用住宅を建てる決断に至りました。

土地選定理由は、長年価値のない土地であったため、譲受人が譲渡人に相談、建築計画

による有効利用も容易でありませんでしたが、立地条件がよいので選定しました。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおり。

他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第２担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第２担当区域の齋藤委員。

齋藤委員　自分ではあまり詳しいことは分からないのですが、問題ないと思います。

議　　長　続いて、湯浅委員。

湯浅委員　１つ質問です。ここは第１種農地ということであるので、特例ということだと思うのですが、どういう特例であるのか、説明していただけますか。

議　　長　それは今読み上げたとおりだけれども、ちょっと事務局、湯浅さんに説明してください。

事 務 局　先ほど大久保委員のほうから説明があったかと思うのですけれども、第１種農地の例外規定に該当する土地になります。その例外規定というのはどういったものかというと、集落に接続している場合、それは住宅に限って今お話しさせてもらっているのですけれども、集落に接続して間隔を空けずに住宅から住宅の間に農地を蚕食するような形で転用は認められないのですけれども、例外として集落に地続きで建物を建てる場合については例外的に認めますという例外規定がございますので、それを使って今回建てるという形になります。

簡単ですけれども、以上でございます。

議　　長　一応それで建築基準法とか全部クリアしているのだろう。

事 務 局　開発許可申請は、受理されております。その上で同時申請になります。

議　　長　それでは、意見がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第４号６番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第４号６番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第４号７番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

３番、小川委員。

小川（憲）委員　３番、小川です。議案第４号７番についての事前審査報告を行います。

資料の133ページを御覧ください。転用を伴う賃貸借設定の申請です。

転用目的は、車両置場への転用です。本計画地は第２種農地となります。

転用計画につきましては、車両置場用地への転用です。

転用の時期は、着手予定は許可後、完了予定は令和８年８月31日です。

140ページの事業計画を御覧ください。計画内容としては、記載にありますけれども、新車及び中古車の車両置場として使用するような計画です。場内に砕石を敷きならして、転圧を行います。申請理由としては、近くにも駐車場あるのですが、この会社の統轄区域が増えることになって、新車の保管場所が足りないことから今回の申請に至ったということです。新車の駐車台数は85台分です。

地目別面積、用排水計画、隣地農地所有者への説明状況は記載のとおりです。

他法令につきましては、他法令等進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施いたしました。書類も全て整っており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告いたします。

以上です。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第２担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第２担当区域の齋藤委員。

齋藤委員　問題ないと思います。

議　　長　続いて、湯浅委員。

湯浅委員　問題ありません。

議　　長　意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

山﨑委員。

山﨑委員　いいですか。資金調達についての計画出ていますが、これ賃貸で土地を貸すわけですね。そうした場合、整地費とか建設費とかは、これはどっち持ちでやるのだか、そういう

のが書いてないのですけれども、こういう場合どういうふうな書き方をすればいいでしょうか。

議　　長　事務局。

事 務 局　あくまでも、車両置場にするのは譲受人になりますので、事業者が全て負担します。

山﨑委員　譲受人のほうでやるのですか。

事 務 局　そういうことになります。

山﨑委員　よく不動産なんかだと全部そろえて、それで整備費みたいな何かもらって、それで土地を貸す場合もありますよね。

事 務 局　農地法における手続きは、地主自らが転用して事業を行う４条申請になります。

山﨑委員　４条で申請して、それを貸すという形になるわけだ。

議　　長　あくまで４条は自己の業務用だから、５条の場合は相手方が。

山﨑委員　では、全部資金を出すと。

事 務 局　はい。

山﨑委員　自分で使うのは４条でしょう。それを貸すのも４条だっけ。

事 務 局　例えば、土地所有者自らが貸し駐車場を整備して、その場所を利用者に貸すのは４条です。

議　　長　あくまでも自己の業務用だ。

それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第４号７番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第４号７番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第４号８番、９番については、関連がありますので一括審議といたします。担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

伊藤委員　10番、伊藤です。議案第４号８番、９番については、関連がございますので一括して事前審査報告を行います。

全て転用を伴う所有権移転の申請でございます。

初めに、議案第４号８番について、資料の153ページを御覧ください。

次に、４号９番について。

転用目的は、太陽光発電施設用地への転用でございます。本計画地は第２種農地となっております。

転用計画につきましては、太陽光発電施設用地への転用です。

転用の時期は、着手予定、令和８年９月28日、完了予定、令和９年２月28日です。

施設の概要としましては、太陽光パネル852枚、パワコンが５台です。

事業計画につきましては、資料の162ページを御覧ください。計画施設内容は記載のとおりでございます。

土地の選定理由は、申請人は太陽光発電事業により収益を上げようと考え、適当な土地がないか探したところ、土地所有者から本件土地を譲り受けることができることになったので、当該土地を選定することに至りました。

地目別面積、用排水計画、隣地農地所有者への説明状況等は記載のとおりでございます。

他法令につきましては、一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

以上です。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第１担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第１担当区域の石橋委員。

石橋委員　問題ありません。

議　　長　意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第４号８番、９番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第４号８番、９番は、許可相当とすることに決定しました。

◎議案第５号

議　　長　日程第７、議案第５号　農地承認取消申出についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局　議案書の11ページをお願いいたします。議案第５号　農地承認取消申出についてでございます。

【議案第５号について説明】

事 務 局　以上２件でございます。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

議案第５号１番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

８番、山﨑委員。

山﨑委員　８番、山﨑です。議案第５号１番について、農地承認取消申出書について説明いたします。

総会資料の171ページを御覧ください。

申出理由につきましては、申請地は30年以上も前から原野の状況となっており、農業後継者も不在であり、今後も農地として耕作することは困難なため、農地登録を取り消していただきたい。なお、農地だとは知らず、現在資材置場として使用しています。今後は、農地台帳の確認をして手続を行い、このようなことを行わないようにいたします。

事前審査会におきまして申請地を確認し、書類により審査を実施いたしました。周辺の農地にも影響がなく、農地登録を取り消すことについて問題ないと判断しました。

以上です。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第３担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第３担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員　問題ありません。

議　　長　続いて、渡邊委員。

渡邊委員　問題ありません。

議　　長　意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　質疑はないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第５号１番について、農地承認取消しをすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第５号１番は、承認取消しすることに決定しました。

次に、議案第５号２番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

１番、大久保委員。

大久保委員　１番、大久保です。議案第５号２番、農地承認取消申出書について説明いたします。

総会の175ページを御覧ください。

申請理由については、申請地を19年前に相続により取得しましたが、農家就農をしていない一般家庭で、土地相続後から農地として耕作したことがありません。草刈りなどを行い管理はしている状況です。今後も農業を行うことはなく、耕作放棄地で農業後継者も不在なため、農地登録を取り消していただきたいとのことです。

事前審査会におきまして申請地を確認し、書類による審査を実施しました。周辺の農地にも影響がなく、農地登録を取り消すことについて問題がないと判断いたしました。

以上でございます。

議　　長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第２担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第２担当区域の齋藤委員。

齋藤委員　問題ないと思います。

議　　長　続いて、湯浅委員。

湯浅委員　問題ありません。

議　　長　意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第５号２番について、農地承認取消しをすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

議案第５号２番は、承認取消しとすることに決定しました。

◎諮問第１号

議　　長　日程第８、諮問第１号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局　議案書の12ページをお願いいたします。諮問第１号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてでございます。

本計画案に対しまして、農業委員会の意見を求められたものでございます。

【諮問第１号について説明】

事 務 局　以上６件でございます。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第１号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

諮問第１号については、意見なしと答申することに決定しました。

◎諮問第２号

議　　長　日程第９、諮問第２号　地域計画変更（案）に対する意見についてを議題といたし

ます。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局　議案書の24ページをお願いいたします。諮問第２号　地域計画変更（案）に対する意見についてでございます。

本変更案に対しまして、農業委員会の意見を求められたものでございます。

【諮問第２号について説明】

事 務 局　以上でございます。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議　　長　質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第２号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございます。

諮問第２号については、意見なしと答申することに決定しました。

◎報告事項

議　　長　日程第10、報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局　議案書の25ページをお願いします。報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出に対する専決処分についてです。

【報告第１号について説明】

事 務 局　以上となります。

議　　長　この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第11、報告第２号　農地等使用貸借権解約通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局　議案書の26ページをお願いいたします。報告第２号　農地等使用貸借権解約通知についてでございます。

【報告第２号について説明】

事 務 局　以上２件でございます。

議　　長　この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第12、報告第３号　農地法各条項別知事許可等処理報告についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局　議案書の34ページをお願いいたします。報告第３号　農地法各条項別知事許可等処理報告についてでございます。

農地法第４条の許可が７件、農地法第５条の許可が３件となっております。

以上でございます。

議　　長　この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第13、第２小委員会委員長からの報告についてを議題といたします。

第２小委員会、山﨑委員長より報告をお願いします。

山﨑委員　８番、山﨑です。第２小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されております工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和８年７月６日、第２小委員会において、工事完了報告４件、転用事実確認証明願３件について現地確認を行ったところ、計画どおりの工事完了であり、転用事実につきましても確認をいたしましたので、報告いたします。

議　　長　これは、事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

◎閉　　会

議　　長　以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和８年第７回農業委員会総会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午後４時３１分）

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和８年７月１４日

議　　長　　篠　田　道　雄

署　名　委　員　　８番　山　﨑　幸　雄

署　名　委　員　　９番　森　田　文　雄